

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おき、
翌日
に当
る)

目 次

◇教委規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則
(総務課)

鳥取県立社会教育センターの管理運営に関する規則の一
部を改正する規則(〃)

◇教委訓令

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改
正する訓令(総務課)

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正す
る訓令(〃)

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布す
る。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規
則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表総務課の項中「管理係、議事秘書係」を「秘書企画室、総務
室」に改め、「企画広報室、総務室」を削り、同表社会教育課の項中「
成人教育係、青少年教育係」を「生涯教育推進係、指導係」に改め、同表
体育保健課の項中「給食係、保健係」を「振興係、健康教育係」に、「ス
ポーツ係」を「競技スポーツ係」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、総務課秘書企画室に人事文書係、企画係及
び広報調査係を置く。

第三条総務課の項中第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号
を加える。

十七 教育に関する法人に関すること。

第三条教職員課の項中第十号を削り、同条社会教育課の項中第四号を第
五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号とし
て次の一号を加える。

一 生涯教育の推進に関すること。

第三条体育保健課の項中第八号を次のように改める。

八 事務局職員、学校以外の教育機関の職員及び県立学校の教職員の衛
生管理に関すること。

第三条体育保健課の項に次の一号を加える。

十 スポーツに関すること。

第六条第二項中「企画広報室に企画広報室主任を」を削る。

第七号第十二号中「企画広報室主任及び」を削る。
第四章を削り、第五章中第十八条を第十六条とし、同章を第四章とする。

第六章中第十九条を第十七条とし、同章を第五章とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

2 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「企画広報室主任」を削る。

鳥取県立社会教育センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県立社会教育センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会教育センターの管理運営に関する規則(昭和五十四年十二

月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「視聴覚教育係」を「学習情報係」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程(昭和三十三年六月鳥取県教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。
第八条第二項の表中「企画広報室長」を「秘書企画室長」に改める。

別表第一事務局本庁の項中

課長補佐	企画広報室長	総務室長	主幹	係長	右以外の職員
課長	課長	課長の指名する 課長補佐	課長の指名する 課長補佐	企画広報室長	総務室長

を

課長補佐	秘書企画室長	総務室長	主幹	係長	右以外の職員
課長	課長	課長の指名する 課長補佐	課長の指名する 課長補佐	秘書企画室長	総務室長

に改める。

附 則

この訓令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

鳥取県教育委員会訓令第二号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令
教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表の第一の34及び35を次のように改める。

34 派遣（地方自治法第252条の17の規定、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年3月鳥取県条例第3号。以下「海外派遣条例」という。）第2条の規定又は派遣社会教育主事に関する協定により派遣する場合）

地方自治法第252条の17の規定（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条の規定又は派遣社会教育

○ 辞令書等のその他欄に記載する。

(1)

主事に関する協定) により……へ
…年…月…日まで派遣する

派遣の期間中、給料、扶養手当、
調整手当、住居手当及び期末手当

(ロ)

のそれぞれ100分の……を支給す
る(派遣の期間中、給与は支給し
ない)

35 派遣期間更新(派遣の期間を更
新する場合)

派遣の期間を…年…月…日まで更
新する

更新に係る期間中、給料、扶養手
当、調整手当、住居手当及び期末

(ロ)

手当のそれぞれ100分の……を支
給する(更新に係る期間中、給与
は支給しない)

(1) 派遣先とする。

○海外派遣条例の規定により派遣す
る場合に限る。

(ロ) 支給する割合とする。

○辞令書等のその他欄に記載する。

○海外派遣条例の規定により派遣す
る場合に限る。

(ロ) 支給する割合とする。

附 則

この訓令は、昭和六十三年四月一日から施行する。